

議案第17号

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する  
条例について

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の一部を別紙のように改正する。

平成28年3月4日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

小松島市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成7年小松島市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。